

議案第 33 号

斑鳩町地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準に
関する条例の一部を改正する条例

【議案提出担当課：福祉課】

介護保険法施行規則（平成 11 年厚生労働省令第 36 号）及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 37 号）の一部改正が行われたことに伴い、この改正内容に準じ、本条例において所要の改正を行うものであります。

1. 主な改正内容

（1）地域包括支援センターにおける職員配置の柔軟化（第 4 条の改正規定）

現行の職員の員数について、第 1 号被保険者の数及びセンターの運営の状況を勘案して地域包括支援センター運営協議会が必要と認める場合は、常勤換算方法によることを可能とします。

2. 施行期日

公布の日から施行します。